

- ・ **一般事業主行動計画とは**

事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定するものです。

- ・ **次世代育成支援対策法とは**

急激な少子化の流れを変えるため、平成15年7月に成立した法律です。この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、10年間をかけて集中的かつ計画的に次世代育成支援対策に取り組んでいくことを目的につくられました。

- ・ **一般事業計画及び次世代育成支援対策の内容**

一般事業主行動計画

従業員が仕事と家庭や子育てを両立できるように、育児休業を取得できる環境をつくり、継続勤務についても社内の理解を深めることによって、各従業員が能力を十分発揮できるような下記の項目について策定します。

1. 計画期間
2. 目標
3. 取組内容

1. 計画期間 : 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間

2. 目標 ・ 3. 取組内容

目標(1) : 子供を育てる従業員が利用できる制度を拡充します。

(取組内容)

1. 3歳までの子供の子育てを養育する従業員が希望する場合に、3歳以上も更に時間短縮勤務が可能になるようにする。

目標(2) : 育児休業の取得と職場復帰のしやすい環境を整備します。

(取組内容)

1. 育児休業期間中の代替要員の確保や業務、業務体制の見直しをします。
2. 育児休業に関する制度、社内規制、給付金などの制度、産前産後休業等の制度の周知をし、対象の従業員への説明と手続き代行をします。

目標(3) : 職場と家庭の両立を支援するために雇用環境を整備する。

(取組内容)

1. 出産、育児、介護等やむを得ない理由により退職した従業員を採用できるよう雇用制度の拡充を図ります。